

# 一般廃棄物減量化計画書等届出要領

## 那覇市 環境政策課

【問合せ先】

〒 900 - 8585

那覇市泉崎1丁目1番1号 7階

TEL : 098-951-3231 FAX : 098-951-3230

e-mail : naha\_k\_haitai001@city.naha.lg.jp

## 【目次】

- 1 一般廃棄物減量化計画書等届出について . . . . . P1～P2
- 2 記入方法及び記入例(様式)
  - (1) 大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書 . . . P3～P5
  - (2) 一般廃棄物管理責任者選任・解任届 . . . . . P4、P6
  - (3) 特別管理一般廃棄物処理状況報告書 . . . . . P4、P7
- 3 関係法令等(抜粋) . . . . . P8～P9
- 4 事業所名(テナント等)一覧表 . . . . . P10

## 1 一般廃棄物減量化計画書等届出について

## 1 概要

本市では、事業系一般廃棄物の減量化及び資源化を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び、那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号。以下「条例」という。)に基づき、大規模事業所等の管理者の方に、「一般廃棄物減量化計画書」及び「一般廃棄物管理責任者選任・解任届」等を届出して頂いています。

また、事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生じる事業者は、「特別管理一般廃棄物の処理状況報告書」を提出して頂いています。

## 2 用語及び各種様式の説明

## (1) 大規模事業所等の管理者

条例規則第13条に規定する建築物を管理する者(規則より抜粋)

- |   |
|---|
| <p>(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20条)第2条第1項に規定(*1)する特定建築物</p> <p>(2) 500平方メートルを超える店舗面積(小売業(飲食店業を除くものとし、物品化工修理業を含む)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。)を有する店舗</p> <p>(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定(*2)する病院</p> <p>(4) その他市長が指定する事業所又は建築物</p> |
|---|

(参考)

\*1: 延床面積が、3,000平方メートル以上の興行場、旅館、事務所等

\*2: 20人以上の患者を入院させるための施設を有する病院

## (2) 各種様式の目的

## ア 一般廃棄物減量化計画書(第9号様式)

建物から排出される廃棄物の量を把握し、次年の計画を立てることにより、「ごみの減量及び資源化」を推進することを目的とした様式です。

## イ 一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第10号様式)

事業所又は建築物における一般廃棄物の減量化等に関する業務を担当させるため、一般廃棄物管理責任者(以下「管理責任者」という。)を選任し、市長へ報告するための様式です。

## ウ 特別管理一般廃棄物処理状況報告書(第12号様式)

事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる医療機関が、その処理状況を市長へ報告するための様式です。

## (3) 各種様式の記載方法

様式名称	様式番号	記入対象事業所	記入方法
(1) 一般廃棄物減量化計画書	第 9 号	全大規模事業所	P 3 ～ 5
(2) 一般廃棄物管理責任者選任・解任届	第 10 号	新たに選任する事業所	P 4、6
(3) 特別管理一般廃棄物処理状況報告書	第 12 号	医療機関等	P 4、7

## 3 管理責任者の責務

大規模事業所等の管理責任者は、当該建築物から排出されるごみの「減量化及び資源化」を積極的に推進するとともに、その適正処理を図るため、次のことを実行する責務を有します。

## (1) 一般廃棄物減量化計画書の作成及び届出

当該建築物から排出される廃棄物の減量化及び資源化等について、「前年実績値」、「自己評価」及び「資源化の取組内容」を記載し、それを基に「当年計画値」及び「今後の取組(分別・資源化の方法)」を記載し、提出して下さい。

## (2) 一般廃棄物管理責任者の選任及び届出

上記計画書に関連する業務を担当させるため、建築物から排出される廃棄物の処理、減量化及び資源化について、全体的に管理できる方を管理責任者として選任し、提出して下さい。

## (3) 特別管理一般廃棄物の処理状況報告書の作成及び届出

特別管理一般廃棄物の処理状況について、様式に沿って実績を記載し提出して下さい。

## 4 提出時期等

提出依頼	毎年 1 月初旬（環境政策課より送付致します。）
提出期限	毎年 2 月末日まで
提出先	那覇市 環境部 環境政策課

## 2 記入方法及び記入例(様式)

各様式記入例(P5～)の「※」部分について、次の説明を参考に記入して下さい。

### 1 一般廃棄物減量化計画書(第9号様式)

- ※1 「前年実績」及び「当年計画」は、1年間(1月～12月)までの量(単位：ト)を記載して下さい。
- ※2 「厨芥<sup>ちゅうかい</sup>」とは、「燃やすごみ」のうち、食品調理場から出る「調理くず」や、飲食物の「食べ残し(残飯)」等です。
- ※3 「OA紙」とは、コピー用紙やコンピューター用紙等です。
- ※4 「その他」には、木製の机やイス、棚などの「大型ごみ」を記載して下さい。
- ※5 「A年間発生量」は、「B廃棄処理量」と「C資源化量」の合計を記載して下さい。
- ※6 「収集運搬業者名」には、一般廃棄物の収集運搬を委託している業者名を記載して下さい。
- ※7 「処理業者名」又は「施設名」には、※6の「一般廃棄物収集運搬業者」が「ごみ」又は「資源化物」を搬入する施設の業者名又は施設名を記載して下さい。
- ※8 「資源化率(%)」は、小数点第1位まで記載して下さい。
- ※9 「自己評価」欄は、ごみの分別状況、ごみの増減等の要因など実績を基に評価した内容を記載して下さい。
- ※10 「資源化の取組内容」欄は、事業所等で行っている具体的な分別方法や業者への引渡し方法などを分かりやすく記載して下さい。(欄を超過する場合は、別紙に記載しても構いません。)
- ※11 「今後の取組」欄は、ごみの減量化及び資源化を推進していく方法として検討している内容を分かりやすく記載して下さい。(別紙記載可能)
- ※12 「所有者名」欄に記載する、所有者の範囲は次のように区分します。
  - (1) 建築物が区分されている場合は、「管理者等」を所有者とする。
  - (2) 建築物が共有されている場合は、「主たる共有者」を所有者とする。
  - (3) 半分ずつ所有している場合は、両者を所有者とする。
- ※13 「利用人数」は、一日あたりの人数を記載して下さい。
- ※14 「用途」欄の「その他」には、「事務所」、「店舗」、「住居」以外の用途(ホテル・倉庫・旅館等)を記載して下さい。
- ※15 「事業所名」欄には、その建築物に入っている「テナント名」です。(欄を超過する場合は、別紙に記載して添付して下さい。)
- ※16 「一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第10号様式)」で届出した者の氏名を記載して下さい。
- ※17 「一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第10号様式)」で届出した「選任年月日」を記載して下さい。
- ※18 一般廃棄物収集運搬許可業者との「委託契約書」の有無について、「有」又は「無」を記載して下さい。

- ※19 委託契約を締結している一般廃棄物収集運搬許可業者の「許可番号」を記載して下さい。
- ※20 委託契約を締結する際、一般廃棄物収集運搬許可業者の「許可証」の確認状況について、「済」又は「未済」を記載して下さい。

## 2 一般廃棄物管理責任者選任・解任届(第10号様式)

- ※1 「大規模事業所等管理者」は、P3の※12に掲げる「所有者の範囲」に基づき記載した「所有者名」を記載して下さい。
- なお、所有者が複数いる場合は、「記入例(P6)」を参考に網掛け部分のスペースに記載して下さい。
- ※2 一般廃棄物管理責任者の「選任」について
- (1) 選任基準
- ア 対象建築物ごとに選任して下さい。ただし、同一敷地内にあり、ごみ置き場も同一であるなど、合理的な理由がある場合は、棟の異なる複数の対象建築物に、同一の管理責任者を選任することもできます。
- イ 管理責任者の担当する業務は、下記(2)のとおりですので、職務上、建築物全体について、廃棄物の管理及び各事業所(テナント)に対して連絡及び指導等ができる立場の人を選任して下さい。
- (2) 業務内容
- ア 建築物全体及び各事業所から排出される廃棄物及び資源化物の種類、排出量、処理方法を把握し、その記録を管理すること。
- イ 廃棄物の減量・資源化を積極的に推進するため、減量・資源化目標量を設定すること。また、減量・資源化が適正に行われているかどうか、定期的に点検し、必要に応じて見直しをすること。
- ウ 特定事業用建築物全体で、減量・資源化が円滑に推進されるよう、組織体制を整えること。
- エ 従業員等に対し、廃棄物の減量・資源化への取組について啓発及び指導を行うこと。

## 3 特別管理一般廃棄物処理状況報告書(第12号様式)

- ※1 「排出量」について、特別管理産業廃棄物と混載して処理している場合は、その旨記入し、参考としてトータルの数字を記入して下さい。
- ※2 「処分受託者」について、中間処理業者、最終処分業者が異なる場合は、「処分受託者」欄を2列に区分し、中間処理又は最終処分の種別ごとに業者名を記載して下さい。

第9号様式(第14条関係)

大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書

種類	年及び 処理区分	前 年 実 績					当 年 計 画				
		2021年(1月～12月)					2022年(1月～12月)				
		年間 発生量 (トン) A(=B+C)	区分別処理量		収集運搬業者名 ----- 処理業者名又は施設名	資源化率 (%) C/A	年間 発生量 (トン) A(=B+C)	区分別処理量		収集運搬業者名 ----- 処理業者名又は施設名	資源化率 (%) C/A
廃棄処理(トン) B	資源化(トン) C		廃棄処理(トン) B	資源化(トン) C							
可燃物	1 燃やすごみ	※5			※6 ----- ※7	※8					
	2 厨芥(生ごみ) ※2										
資源化物	3 缶										
	4 ビン										
	5 ペットボトル										
	6 古紙類	OA紙 ※3									
		雑誌・雑紙									
		新聞紙									
		段ボール									
7 草・木											
8 その他 ※4											
合 計											
自己評価(前年実績)				資源化の取組内容				今後の取組(分別・資源化の方法)			
※9				※10				※11			
建築物の概要					事業者名(テナント名等)			一般廃棄物管理責任者		廃棄物処理状況	
名 称		規 模	地上 地下 延面積	階 階 m <sup>2</sup>	用 途	社 社 社 社 戸 戸 所 所 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>	職名： 氏名： 電話：	※16		委託契約書 の有無	
所在地										※18	
所有者名	※12	利用人数	職員 外来者等 合計	人 人 人	※14	※15	※17		許可番号		
しゅん 竣 工年月	年 月								※19		
※別紙の提出でも良い。						選任年月日		年 月		許可証確認	
						※17				※20	

## 第10号様式(第14条関係)

一般廃棄物管理責任者選任・解任届 **【記入例】**

令和2年2月20日

那覇市長 城間 幹子 殿

**※1**

大規模事業所等管理者

住所 那覇市泉崎1-1-1

氏名 株式会社 泉崎開発

代表取締役 泉崎 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 999-1234

建物を半分ずつ所有している場合は、両者を所有者とし、その場合はココに記入

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第25条の規定により、大規模事業所等の一般廃棄物管理責任者を次のとおり選任・解任したので届けます。

事業所又は建築物の所在地		那覇市泉崎1-1-1	
事業所又は建築物の名称		泉崎ビル	
一般廃棄物管理責任者	選任	職名等	株式会社 泉崎開発 総務課長
		氏名	那覇 次郎
		電話番号	098-999-1234
		選任年月日	令和2年2月1日
	解任	職名等	総務課長
		氏名	那覇 一郎
		電話番号	098-999-1234
		選任年月日	令和2年2月1日
備考 人事異動に伴う変更			

第12号様式(16条関係)

## 特別管理一般廃棄物処理状況報告書【記入例】

平成28年 2 月 5 日

那覇市長 城間 幹子 殿

住所 那覇市泉崎1-1-1  
 報告者 氏名 医療法人 泉崎中央会 泉崎中央病院  
 院長 減量 太郎 印  
 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
 電話番号 999-1234

那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第27条第1項の規定に基づき、平成27年の特別管理一般廃棄物処理状況について報告します。

事業場の名称		泉崎中央病院				
事業場の所在地		那覇市泉崎1-1-1		電話番号 999-1234		
特別管理一般廃棄物管理責任者の氏名			総務課長 那覇 次郎			
特別管理一般廃棄物の種類			①臓器・組織 ②血液等が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿等)			
月	※1 排出量 (kg又はt)		運搬受託者		※2 処分受託者	
	①	②	氏名又は名称	許可番号	氏名又は名称	許可番号
1	① 500kg	② 500kg	A 衛生社	第4700000000号	B 商会	第47△△△△△△△号
2	〃	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	〃	〃
7	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	① 800kg	② 700kg	B 衛生社	第47×××××××号	〃	〃
9	① 500kg	② 500kg	A 衛生社	第4700000000号	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	〃	〃	〃	〃	〃	〃
12	〃	〃	〃	〃	〃	〃
合計	① 6,300kg	② 6,200kg				

備考 1 この報告書は、前年1月1日から12月31日までに排出した特別管理一般廃棄物について提出すること。

2 特別管理一般廃棄物の種類ごとに記入すること。

### 3 関係法令等(抜粋)

#### ■廃棄物の処理および清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

##### 第6条の2

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地または建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

#### ■那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成5年那覇市条例第15号)

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建築物の維持管理について権原を有する者(以下「大規模事業所等の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業所等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導し、これに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

3 市長は、前項の規定により事実を公表しようとするときは、大規模事業所等の管理者に意見を述べる機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第27条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

■那覇市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則(平成5年那覇市規則規則第19号)

(大規模事業所等)

第13条 [条例第25条](#)に規定する規則で定める大規模事業所又は建築物は、次のとおりとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 500平方メートルを超える店舗面積(小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積をいう。)を有する店舗
- (3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- (4) その他市長が指定する事業所又は建築物

(一般廃棄物減量化計画等の届)

第14条 [条例第25条](#)に規定する一般廃棄物の減量化計画の届出は、大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書([第9号様式](#))により、毎年2月末日までに行わなければならない。

2 [条例第25条](#)に規定する一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・解任届([第10号様式](#))により行わなければならない。

(一般廃棄物減量化計画作成等勧告書)

第15条 [条例第26条第1項](#)の規定による勧告は、一般廃棄物減量化計画(作成・実施)・一般廃棄物管理責任者選任勧告書([第11号様式](#))により行うものとする。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告)

第16条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を排出する事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況の報告を特別管理一般廃棄物処理状況報告書([第12号様式](#))により、毎年2月末日までに行わなければならない。

事業所名(テナント名など)一覧

	事業者名(テナント名等)		事業者名(テナント名等)
1		23	
2		24	
3		25	
4		26	
5		27	
6		28	
7		29	
8		30	
9		31	
10		32	
11		33	
12		34	
13		35	
14		36	
15		37	
16		38	
17		39	
18		40	
19		41	
20		42	
21		43	
22		44	

※貴社の管理する様式で提出しても構いません。第9号様式（一般廃棄物減量計画書）へ記載できない場合に、直営及び他社のテナント名等を記載してください。